用　語　解　説

（五十音順）

＝あ＝

□　栄養診断

適時に適切な施肥を行うため、土壌からの養分の供給量に応じて濃度が変化する作物の部位を分析し、その状態を把握すること。

□　SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)９月の国連サミットで採択された、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成される。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

□　温室効果ガス

太陽から地表にとどいた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。温室効果ガスの適度な温室効果により地球の生態系が保たれる一方、人間活動によって増加した温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス）は、地球温暖化の原因と考えられている。

なお、我が国の温室効果ガス排出量のうち農林水産分野からは2.8%を占める。

＝か＝

□　高温障害

農作物が通常よりも高温下で生育することにより、例えばトマトの肩部の着色不良や大根の内部褐変、いちごの奇形果などが発生する。地球温暖化の影響で発生が増加することが懸念されており、高温耐性を持つ新たな品種開発や高温下での生産安定技術の開発が求められている。

＝さ＝

□　食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

□　生物多様性

生態系や生息環境などに様々な生物が相互関係を保ちながら存在していること。生態系（森林･湿地･湖沼など）、種（動物、植物、微生物など）、遺伝子（ある種の中の個体差）の３つの視点から説明されることが多い。

□　センシング技術

センサーを利用して、気象や電磁波、画像など様々な情報を収集、活用する技術。農業分野では、衛星画像等を用いたセンシングデータとほ場履歴や作物の生育データを組み合わせて解析して最適な栽培管理や作業計画の策定に活用したり、ドローンにより撮影した画像を分析してピンポイントで行う防除や施肥などに活用するなど、生産性や品質の向上への利用が期待されている。

□　総合的病害虫･雑草管理（IPM）技術

利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小にする水準にとどめる技術。病害虫・雑草の発生しにくい環境を整える予防的措置、防除要否及びタイミングの判断、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）や化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着板や太陽熱利用消毒等）など様々な手法を組み合わせた防除の３点の取組を行うことが基本である。

IPMは、Integrated Pest Managementの略。

＝た＝

□　地方独立行政法人北海道立総合研究機構

平成22年（2010年）４月に22の道立試験研究機関が統合した道出資100％の地方独立行政法人。産業分野別に６つの研究本部があり、農業研究本部には、５農業試験場（中央・上川・道南・十勝・北見）及び酪農試験場、畜産試験場、花・野菜技術センターの８つの試験場がある。

□　天敵昆虫

自然界において、２種生物間で、片方がもう片方を特異的に食べるという関係がある場合に、食べられる側からみて食べる側の昆虫を指す。有機ＪＡＳ規格で使用が認められている天敵等生物農薬は、病害虫・雑草の防除に利用される微生物、天敵、寄生昆虫などを施用しやすく、かつ、効力を発揮しやすいよう製剤化したもの。

□　土壌への炭素貯留

農地に施用される堆肥や緑肥、農作物の残渣等の有機物は、多くが微生物により分解され大気中に放出されるものの、一部が分解されにくい土壌有機炭素となり長期間土壌中に貯留される。堆肥や緑肥等の施用による土づくりを通じた土壌への炭素貯留の促進は、農林水産省地球温暖化対策計画において、農地土壌吸収源対策に位置付けられている。

＝は＝

□　病害虫発生予察

病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等に関する調査を実施し、調査結果を解析して病害虫のその後の発生を予測し、これに基づく情報を関係者に提供すること。

□　富栄養化

生活排水や工場排水、農業排水などに含まれる窒素やリンなどの栄養物が湖沼や内湾などへ流れ込み、水中の植物性プランクトンや水生植物が増殖、繁茂すること。富栄養化により水中の溶存酸素が不足すると、魚類等が死亡するなどの影響が生じる。

□　北海道施肥ガイド

平成27年(2015年)12月に道が作成した施肥標準等を示した技術指導書。良質な農産物の安定供給、生産コストの低減及び環境負荷の軽減に配慮した合理的な施肥管理･土壌管理を推進することを目的に、主要な作物について、地帯別･土壌別の標準的な施肥量、土壌診断や作物栄養診断に基づく施肥対応などを示している。

□　北海道における有機質資材利用ガイド

平成17年(2005年)３月に道が作成した有機質資材の利用に関する技術指導書。有機質資材がより適切に利用され、土づくりに役立てられるよう、有機質資材の種類と特性や施用基準、堆肥化のポイントと品質、環境への影響、実際の利用上の取扱などについて、できるだけわかりやすく解説している。

□　北海道病害虫防除所

植物防疫法第32条の規定により設置している道の出先機関。北海道立総合研究機構からの情報や札幌管区気象台からの気象予報等に基づき、主要病害虫の発生量や発生時期の予測をするとともに、必要な防除対策を関係機関・団体等に提供する病害虫発生予察の業務や、農薬安全使用の推進、国内未侵入病害虫の警戒調査などを行っている。

□　北海道緑肥作物等栽培利用指針

平成16年(2004年)３月に道が作成した緑肥作物栽培に関する技術指導書。各緑肥作物の特性を十分に活かして、それぞれの地域で「土づくり」を基本とした環境にやさしい農業が実践されるよう、後作緑肥や間作緑肥、休閑緑肥の栽培の要点や、イネ科及びマメ科、アブラナ科など各緑肥作物の栽培利用指針などを解説している。

＝ら＝

□　6次産業化

１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

参　考　資　料

北海道クリーン農業推進計画（第7期）策定の経過等

1　計画策定の経緯

北海道では、健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめる「クリーン農業」を平成3年から推進してきました。

クリーン農業の推進に当たっては、平成3年以降、おおむね5年ごとに推進計画を策定し、道が進める施策の具体的な展開方向を示しているところです。

第6期の推進計画が令和元年度で計画期間を満了することから、これまでの取組の点検・検証を実施し、第7期目となる推進計画を策定することとしました。

2　主な策定経過

令和元年(2019年) ７月18日	第１回北海道食の安全・安心委員会 ・クリーン農業の現状と課題について審議
令和元年11月18日	第２回北海道食の安全・安心委員会 ・北海道クリーン農業推進計画（第７期）の策定について諮問し、同計画【素案】について審議
令和元年11月19日	北海道クリーン農業推進計画（第７期）【素案】に対する道民意見募集（令和元年12月18日まで）
令和２年(2020年) １月23日	第３回北海道食の安全・安心委員会 ・北海道クリーン農業推進計画（第７期）【案】について審議
令和２年２月18日	第４回北海道食の安全・安心委員会 ・北海道クリーン農業推進計画（第７期）【案】について審議
令和２年２月19日	北海道食の安全・安心委員会会長から知事に対して答申

3　諮問

食　政　第　６　８　６　号
和元年(2019年)１１月１８日

北海道食の安全・安心委員会
会　長　　西　邑　隆　徳　　様

北海道知事　鈴　木　直　道

「北海道クリーン農業推進計画（第７期）」について（諮問）

このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成１７年北海道条例第９号）第２９条第１項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

（諮問理由）

クリーン農業を推進していくため、今後、道が進める施策の具体的な展開方向を示す「北海道クリーン農業推進計画（第７期）」を定めるに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

４　答申

令和２年(2020年)２月１９日

北海道知事　鈴　木　直　道　様

北海道食の安全・安心委員会
会　長　　西　邑　隆　徳

北海道クリーン農業推進計画（第７期）について（答申）

令和元年(2019年)11月18日付け食政第686号で諮問がありました北海道クリーン農業推進計画（第７期）【案】の内容は、おおむね適当と認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

記

１　ＳＤＧｓが国連で採択されるなど持続的な社会づくりが求められる中、環境と調和したクリーン農業への期待はますます高まることから、クリーン農業の積極的な推進に努めること。

２　クリーン農業への理解醸成については、広く道民に対して取り組むことが大切であることから、教育機関や消費者団体等、多くの関係者と連携して推進すること。

３　近い将来に実用化が見込まれるＩＣＴ技術等を積極的にクリーン農業に取り入れられるよう、技術情報の収集に努めるとともに、必要に応じてそれらを活用したクリーン農業技術の開発を行うこと。

４　YES!clean農産物や有機農産物の栽培に関する情報を消費者や流通・販売業者に提供するとともに、その生産拡大が図られるよう技術の向上や普及に努めること。

５　計画の進捗状況を適切に把握するとともに、クリーン農業に関係する生産者や消費者、流通・販売業者の意見を聴取し、それらを適切に施策へ反映するよう努めること。

第５期北海道農業・農村振興推進計画（平成28年(2016年)3月策定）抜粋

北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）抜粋

（環境と調和した農業の促進等）

第15条　道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

Ⅴ　農業・農村の振興に関する施策の展開方向

２　需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

(3)環境と調和した農業の推進

環境と調和し、消費者の期待に応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。

ア　クリーン農業の一層の推進

○　クリーン農業の普及拡大を推進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とした取組を推進します。

○　YES!clean表示制度に取り組む産地の育成・拡大のため、農業者や消費者への制度の普及・啓発や生産集団への技術指導とともに、原材料として使用する加工食品への表示の拡大を推進します。

○　クリーン農産物の生産の安定を図るため、土づくりに向けた堆肥投入などの土壌改良や農地の排水性改善等の農業生産基盤の整備を推進します。

○　クリーン農業が環境保全に果たす役割などについて、イメージキャラクターや各種媒体を活用し、道民の理解促進を図ります。

イ　有機農業の一層の推進

○　有機農家等のネットワークづくりや有機農業への新規参入、慣行農家の一部有機化を促進するとともに、有機農産物の販路拡大や有機農業に対する理解の醸成を推進します。

○　病害虫に強い品種の開発や有機農産物の収量・品質の安定化技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくり、効率的な雑草防除技術の開発など、先進的な有機農家が現場で実践している技術も含め、有機農業の普及に向けた取組を推進します。

第４次北海道食の安全・安心基本計画（平成31年(2019年)3月策定）抜粋

北海道食の安全･安心条例（平成17年3月31日北海道条例第9号）抜粋

（農産物の安全及び安心の確保）

第16条　道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第２条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3部　講じる施策

第2　安全で安心な食品の生産及び供給

2　農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

ア　クリーン農業の推進

◎　現状と課題

道では、北海道農業のスタンダードとなることをめざして、堆肥等の投入による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなどの環境との調和に配慮したクリーン農業の取組を推進してきました。また、近年、環境問題に対する社会の関心が高まる中で、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるためには、温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などの環境保全に資するクリーン農業の取組は一層重要となっています。このため、土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の削減割合を高めるなど、これまで以上に環境保全効果が高いクリーン農業の総合的な取組を進める必要があります。

しかし、地域や土壌条件によっては、収量・品質が安定しないなどの課題があることから、クリーン農業技術の一層の開発や地域における技術導入に対する支援等を行うことが必要です。また、クリーン農業の取組により生産された農産物に対する消費者の理解と信頼を高めるため、一定の基準を満たした農産物にYES!clean マークを表示しており、YES!clean 農産物の作付面積は着実に増えていますが、その生産量はまだ少なく、登録集団の育成や生産の拡大の促進を図ることが必要です。YES!clean 表示制度に対する消費者、流通企業等の理解も十分と言えないことから、これらに対する認知度を高めることにより、流通・消費の拡大を進めることが必要です。

◎　施策の目標

消費者や流通業者などと連携しながら、YES!clean 農産物やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産と流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

◎　指　標

＊ YES!clean 農産物作付面積

平成29 年度 18,390ha → 27,000ha

◎　主な取組

●　クリーン農業技術の開発と普及

○　道総研と連携しながら、高度クリーン農業技術など化学合成農薬や化学肥料の使用の一層の削減に向けた技術開発を推進します。

○　農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料の作成・配付、関係団体と連携した研修会の開催、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報の提供、また、地域ぐるみで取り組む地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等へ支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。

○　生産現場での高度クリーン農業の導入を促進していくため、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、重点的な普及を推進します。

●　クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大

○　北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、YES!clean 表示制度の新規の登録生産集団に対する栽培基準づくりへの支援や技術指導、登録生産集団に対する栽培技術の向上に向けた技術指導に取り組むことにより、生産の拡大を推進します。

○　北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士＆くりーんだね」の活用や、産地・消費者・流通業者等に向けたセミナーの開催などによりYES!clean 表示制度を普及啓発するとともに、店頭で販売する商品にYES!clean マークを表示しやすい品目を重点に位置付けた量販店等での販売促進活動や、加工食品のYES!clean 表示の取組拡大に向けた食品加工業者へのPR活動などにより、流通・消費の拡大を推進します。

●　クリーン農業への理解促進

○　温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座や水田での生きもの調査などにより、道民に発信します。

●　クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

○　家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。

イ　有機農業の推進

◎　現状と課題

化学肥料や農薬を基本的に使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、YES!clean 栽培の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、安全・安心な農産物を求める消費者からも期待が寄せられており、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めていく上で、こうした消費者ニーズに応えていくことが重要であることから、本道の多様な農業形態の一つとして推進する必要があります。

一方、有機農業は、技術面で多くの課題を抱えているほか、有機農産物の販売価格が割高で出荷ロットも小さく販路の確保が難しい状況となっていること、さらには消費者には有機農産物は肯定的に受け止められていますが、有機農業が本来有する機能（自然循環機能の推進、環境負荷の大幅な低減など）について、消費者に十分に理解されていない状況にあることから、有機農業に取り組む農家戸数は伸び悩んでいます。

このため、道では、平成29 年3月に北海道有機農業推進計画（第3期）を策定し、この計画に沿って有機農業の普及・推進に努めています。

◎　施策の目標

生産面では、有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続していくこと、消費面では、有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大していくことを目標に環境保全型農業を先導する有機農業を推進します。

◎　指　標

＊ 有機農業の取組面積

平成29 年度 4,064ha → 6,500ha

◎　主な取組

＜生産面＞

● 有機農業技術の開発・普及

○ 道総研と連携し、病害虫に強い品種の開発や緑肥等による地力窒素向上技術、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化等を進めます。

○ 有機農業を行おうとする者が有機農業に関する技術及び知識を習得できるよう、農業改良普及センター等による営農指導や情報提供の充実に努めます。

● 有機農業への参入・定着の促進

○ スムーズな参入が促進されるよう、実例も踏まえ経営指標などの有機農業経営に係る実践的な情報を整理し提供します。

○ 道立農業大学校等の担い手育成機関等と連携し、新規就農希望者や後継者に対し、有機農業に関する講義を実施するなど、有機農業に対する理解が広がるよう取り組みます。

○ 各（総合）振興局単位での有機農業者等による情報交換や研修活動、PR販売会といった消費者との交流など、ネットワーク活動の充実を促進するとともに、全道的な交流会の実施などを通して、有機農業者等の地域を越えた交流を促進します。

○ 有機農業の推進に関する国の各種支援制度の情報を分かりやすく提供すること等により、その効果的な活用を促進します。

● 有機農業を核とした新たな展開

○ 有機農業を志す移住希望者を積極的に受け入れ、移住・定住施策や農村活性化に活かそうとする地域と連携し、その取組を促進します。

○ 有機農産物等を活用した加工・販売等の6次産業化や、有機農業の意義や有機農産物等の価値を伝える食育の取組を促進します。

＜消費面＞

● 販路の確保

○ 有機農業の意義や生産地、生産技術などの情報を、幅広い関係事業者に発信します。

○ 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、生産者と流通・販売事業者等の商談の場の提供など、効果的なマッチングを促進します。

○ 量販店と連携し、店頭での販売を促進し、需要喚起に取り組みます。

● 理解の醸成

○ 道のホームページや啓発資料等を活用し、有機農業に関する情報や多様な価値等について道内外に発信します。

○ 有機農業に対する消費者の理解を深めてもらうため、有機農産物等のPR販売会や農作業体験といったイベントの実施を促進し、生産者と消費者の交流を広げます。

日本農林規格（有機ＪＡＳ規格）の概要

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号制定）概要

（目的）

第1条　この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的する。

（有機農産物の生産の原則）

第2条　有機農産物は、次のいずれかに従い生産することする。

(1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあっては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

（有機農産物の生産の方法についての基準）（概要）

（ほ場）

・　周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないよう管理されたほ場で、は種又は植付け前2年以上の間、規定された肥培管理等の基準に従い農産物の生産を行っていること。

（肥培管理）

・　禁止された化学肥料は使用せず、認められた肥料や土を改良する資材だけで土づくりされていること。

（有害動植物の防除）

・　害虫、病気、雑草対策は農薬を使用しない方法で管理すること。

・　農産物に重大な損害が生ずるおそれがある場合には、認められた農薬に限り使用することができる。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの概要

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」とは、農薬や化学肥料を使用しない農産物や使用を節減して栽培された農産物の生産や表示について、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき一定の基準を定めたものです。

1　適用対象

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているものをいいます。

- 野菜・果実（加工したものを除く。）
- 乾燥調製した穀類・豆類・茶等

2　生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、次の2点を生産の原則とします。

（1）土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
（2）農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

3　特別栽培農産物とは

上記の生産の原則に基づくとともに、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、次の2点を満たす栽培方法により生産された農産物をいいます。

（1）節減対象農薬の使用回数が5割以下
（2）化学肥料の窒素成分量が5割以下

4　特別栽培農産物の表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物 節減対象農薬※：当地比５割減 化学肥料（窒素成分）※：当地比５割減 栽培責任者：○○○○ 住　　所：北海道○○郡○○町△△ 連　絡　先：TEL□□□－□□□－□□□□ 確認責任者：△△△△ 住　　所：北海道○○郡○○町◇◇◇ 連　絡　先：TEL□□□－□□□－□□□□ 節減対象農薬の使用状況注

（一括表示の枠外に表示する場合）

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用　途	使用回数
○○○	殺　菌	１回
▽▽▽	殺　虫	２回
◇◇◇	除　草	１回

※　節減対象農薬、化学肥料を使用しなかった場合、「栽培期間中不使用」と表示。

注　一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

注　使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称とする。

北のクリーン農産物（YES！clean）表示制度の概要

1　YES！clean表示制度とは

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料･化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産･出荷する農産物に、「YES!cleanマーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の制度です。

北海道クリーン農業推進協議会が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づいており、平成12年に制度がスタートし、16年産からは全道一律の数値基準に基づいた登録を行っています。

北海道安心ラベル

生産集団名 □□□□□□□□□□□
代表者名（任意） □□□□□□□□□
登録番号　　第□□□□□□□□号
連絡先 □□□□□□□□□□□
　住所 □□□□□□□□□□□
　電話番号 □□□□□□□□□
化学肥料使用量（窒素成分/10a） ○kg以下
　慣行レベルとの比較　　○割以上減
化学合成農薬成分使用回数　○回以下
　慣行レベルとの比較　　○割以上減
集団URL等（任意）

北海道クリーン農業推進協議会
http://www.yesclean.jp/

2　YES！clean表示対象農産物の要件

(1) 道内で生産されていること。
(2) 別に定める「登録基準」に適合していること。
(3) 生産集団の定める「栽培基準」に基づいて生産されていること。
(4) YES!clean農産物とそれ以外の農産物と分別収穫・保管・出荷されていること。

3　登録生産集団の要件

(1) 表示を行う農産物を的確に生産、出荷する生産集団の管理体制が整備されていること。
(2) 生産集団の構成員が依拠すべき栽培基準を作成していること。
(3) 生産集団の構成員間で栽培協定を締結していること。
(4) 生産集団の構成員が栽培履歴を記帳することが確実であること。
(5) 生産集団のすべての構成員が、原則として前年に表示対象農産物を登録基準に適合して生産した実績を有していること。
(6) 市町村クリーン農業推進協議会による指導体制が整備されていること。

4　YES！clean農産物登録基準の概要

種　　苗	･遺伝子組換えのものを使用しないこと。
土壌診断	･定期的に土壌診断を実施し、診断結果に基づき、たい肥や化学肥料等を含めた肥料の使用量(「総窒素施用量」という。)の上限値を設定していること。
肥　　料	･たい肥などの有機物の施用基準を設定し、土づくりを基本としていること。 ･化学肥料(窒素成分)施用量の上限値を設定していること。
農　　薬	･化学合成農薬の有効成分使用回数を設定していること。
その他の基準	･水稲は、有人航空防除をしないこと。 ･ばれいしょは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

5　登録手続き等の流れ

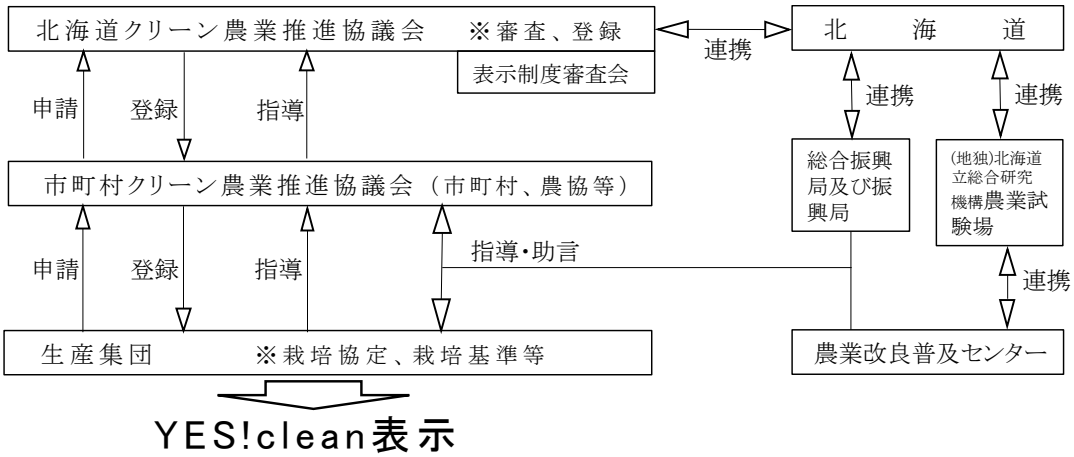

持続農業法（エコファーマー制度）の概要

1　エコファーマーとは

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（平成11年法律第110号）に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（導入計画）」を都道府県知事に提出して、作物毎に認定を受けた農業者の愛称名です。

2　「持続性の高い農業生産方式」とは

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、「堆肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」の３つの技術すべてを用いて行われるものをいいます。

さらに、農林水産省令で「具体的な１８の技術内容」（省令技術）が示されています。

技　術　名	技　術　内　容
１　有機質資材施用技術	①　たい肥等有機質資材施用技術 ②　緑肥作物利用技術
２　化学肥料低減技術	①　局所施肥技術 ②　肥効調節型肥料施用技術 ③　有機質肥料施用技術
３　化学農薬低減技術	①　温湯種子消毒技術 ②　機械除草技術 ③　除草用動物利用技術 ④　生物農薬利用技術 ⑤　対抗植物利用技術 ⑥　抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦　天然物質由来農薬利用技術 ⑧　土壌還元消毒技術 ⑨　熱利用土壌消毒技術 ⑩　光利用技術 ⑪　被覆栽培技術 ⑫　フェロモン剤利用技術 ⑬　マルチ栽培技術

3　都道府県が定める導入指針

都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（導入指針）を定めることとなっています。

道では平成１２年３月に策定し、現在、１２２の作物で具体的技術等を示しています。

4　持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定

認定を受けようとする農業者は、導入計画（目標年:原則５年後）を作成し、知事に提出します。

【認定要件】

①　持続性の高い農業生産方式の３つの技術（それぞれの技術ごとに１つ以上）すべてを用いること。

②　①の３つの技術のうち最低１つを新たに導入すること。

③　持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね５割以上を占めること。

5　持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

農業改良資金（無利子）の貸付

環境保全型農業直接支払交付金の概要

1　経　過

○　国は平成23年度に、「農地・水・環境保全向上対策」から営農活動支援事業を分離し、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」制度を創設。

○　平成26年度に、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び本対策を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

2　内　容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援。

(1)対象者

農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者

(2)支援対象取組　　（令和2年度）

区　　分	対　象　取　組		10アール当たりの交付単価（国、道、市町村の合計）
全国共通取組	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
		このうち、炭素貯留効果の高い 有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用		4,400円
	カバークロップ		6,000円
	リビングマルチ （うち、小麦・大麦等）		5,400円 （3,200円）
	草生栽培		5,000円
	不耕起播種		3,000円
	長期中干し		800円
	秋耕		800円
地域特認取組	フェロモントラップと耕種的防除		6,000円
	冬期湛水管理		4,000円～8,000円

※土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施

(3)負担割合

国:1／2、道:1／4、市町村:1／4

(4)交付ルート

都道府県、市町村を通じて農業者の組織する団体等への支払

国（地方農政局等）
↓ 国費（1/2）
都道府県
↓ 国費（1/2）＋都道府県費（1/4）
市　町　村
↓ 国費（1/2）＋都道府県費（1/4）＋市町村費（1/4）
農業者の組織する団体等
↓
（農　業　者）

環境保全型農業に関する各種農産物表示制度

制度名	有機農産物検査認証制度	特別栽培農産物に係る 表示ガイドライン	北のクリーン農産物 （YES！ｃlean）表示制度	エコファーマー制度
認証等機関	農林水産大臣が認可した登録認証機関 （県等の行政機関、公益法人、ＮＰＯ法人、株式会社）	なし（確認責任者の設定）	北海道クリーン農業推進協議会	都道府県 （北海道は総合振興局及び振興局）
申請主体	生産行程管理者（①生産者、②生産者グループ、③流通業者）	栽培管理責任者 （生産者、生産者ｸﾞﾙｰﾌﾟ）	生産集団（個人は不可）	農業者（法人含む）
認証等の対象	生産行程管理者を認証 (生産物ごとの認証ではない)	「特別栽培農産物」 (次の基準を満たす農産物)	表示対象農産物ごとに生産集団を承認	作物毎の導入計画の作成者を認定 (農産物の認証ではない)
認証等基準要件	①化学合成肥料や農薬は原則使用しないこと（やむを得ない場合、使用できる資材あり） ②は種又は植付けの時点からさかのぼり２年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用していないほ場で栽培すること ③遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ④生産から出荷までの生産行程管理・格付数量等の記録を作成	当該農産物の生産過程等において使用される ①化学肥料の窒素成分量 ②化学合成農薬の使用回数が地方公共団体の定める慣行レベルの５割以下であること	土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる農法 ①登録基準に適合していることなどの表示対象農産物要件を満たすこと ・たい肥等有機物の施用量 ・総窒素及び化学肥料窒素の施用量 ・化学合成農薬の使用回数 ・遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ②生産集団の管理体制が整備されていることなどの登録生産集団の要件を満たすこと	持続性の高い農業生産方式の導入計画（5ｶ年）を作物毎に策定すること ①有機質資材施用技術、化学肥料・化学農薬低減技術の３つの技術の全てを用いて行われること ②３つの技術のうち最低１つを新たに導入すること ③新たに導入する方式による作付面積が、当該作物全体の概ね５割以上を占めていること
表示方法	「有機」の名称を使う場合、有機ＪＡＳマークを貼付 有機農産物に係る名称表示を規定 （例）有機〇〇、オーガニック〇〇	「農林水産省ガイドラインによる表示」の文言とともに、農薬・化学肥料の使用状況など表示	YES!cleanのｼﾝﾎﾞﾙﾏｰｸと農薬・化学肥料の使用状況などを表示 （容器包装類に貼付・印刷又は票片の添付等）	・ロゴマークは、農産物に添付するｼｰﾙ、容器包装類、ﾎﾟｽﾀｰ、ﾁﾗｼ、名刺等に表示可能 ・使用者が特定できるよう都道府県名、使用者氏名又は認定番号を明記
申請方法	生産者→登録認証機関	なし	生産集団→市町村クリーン農業推進協議会→北海道クリーン農業推進協議会	農業者→ＪＡ→市町村 →総合振興局及び振興局（道）
ロゴマーク	JAS 認証機関名	なし	YES! clean ® 北海道安心ラベル	環境にやさしい農業をはじめました ※北海道では平成24年4月以降マークは使用できません。
根拠法令等	・ＪＡＳ法（日本農林規格等に関する法律Ｓ25年法律第175号） ・有機農産物の日本農林規格（H12.1.20制定）	・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（農林水産省H4.10.1制定）	・北のクリーン農産物表示要領（北海道クリーン農業推進協議会H12.2.4制定） ・加工食品におけるYES!cleanマーク表示要領（H23.6.14制定）	・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律H11年法律第110号）

北海道クリーン農業推進計画（第７期）

発　行　令和２年３月
発行者　北海道農政部食の安全推進局食品政策課
〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
ＴＥＬ　０１１－２３１－４１１１（内線２７－６９６）
　　０１１－２０４－５４３１（直通）
ＦＡＸ　０１１－２３２－７３３４